

案 件

和光市国民健康保険条例の一部改正について

【目的】

新型コロナウイルス感染症対策として、更なる感染拡大をできる限り防止するため、労働者が感染した場合（感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要であり、傷病手当金の支給を行うもの。

【内容】

1 改正内容

次のとおり傷病手当金の支給を行う。（附則第4項から第9項の追加）

(1) 対象者（次のすべての条件を満たす方）

- ① 和光市国民健康保険に加入していること。
- ② 勤め先から給与等の支払いを受けていること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができないこと。
- ④ 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日があること。

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない日数

(3) 支給額

$(\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額}) \times (2 / 3) \times (\text{日数})$

※ 支給額は、特別調整交付金により国からの財政支援がある。

(4) 適用

令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで）

2 施行期日

公布の日から施行する。

(和光市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 和光市国民健康保険条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>4 <u>給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>5 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)</u>とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>6 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p>7 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p>	<p>附 則</p>

- | | |
|--|--|
| <p>8 <u>前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p>9 <u>前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p> | |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の和光市国民健康保険条例附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から和光市国民健康保険に関する規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。